

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成14年佐賀県条例48号																																																											
不利益処分の種類	揚水施設の構造の特例承認の取消し	根拠条項	条例第25条																																																											
処分基準	(1) 処分を行う場合 ①揚水施設の構造の特例承認を受けた揚水施設で地下水を採取する者が、当該揚水施設の構造もしくは使用の方法を変更して地下水を採取し、又は当該揚水施設の承認に係る用途以外の用途に供するための地下水を採取している場合																																																													
	<table border="1"> <tr> <td colspan="7">                             佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則で定める用途                         </td> </tr> <tr> <td colspan="7">① 水道法の規定による簡易水道事業又は、佐賀県小規模水道条例の規定による小規模水道事業の用途</td> </tr> <tr> <td colspan="7">② 消防又は防災の用途</td> </tr> <tr> <td colspan="7">③ 地下水に関する試験研究の用途</td> </tr> <tr> <td colspan="7">④ 農業用で異常干ばつ時に応急的に使用するかんがいの用途又は新規干拓地で地表水による導水計画が策定されている地域において暫定的に使用するかんがいの用途</td> </tr> <tr> <td colspan="7">⑤ 前各号に掲げる用途以外の用途に供する地下水を採取する揚水施設で条例第24条第2項に規定するものを廃止し、当該揚水施設に代えて、揚水施設の吐出口の断面積の合計が従前の揚水施設の吐出口の断面積の合計以下のものを設置する場合において、その揚水施設が次のいずれかに該当するときにおける従前の揚水施設に係る地下水の用途と同一の用途</td> </tr> <tr> <td colspan="7">ア 吐出口の断面積の合計が21平方センチメートル以下のものにあつては、ストレーナーの位置が従前の揚水施設に係るストレーナーの位置以深にあるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="7">イ 吐出口の断面積の合計が21平方センチメートルを超えるものにあつては、当該揚水施設に係る地下水の仕様の合理化を行ったにもかかわらず、なお当該揚水施設の設置が必要と認められるときであつて、ストレーナーが構造基準に適合するか従前の揚水施設に係るストレーナーの位置以深にあるもの</td> </tr> </table>							佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則で定める用途							① 水道法の規定による簡易水道事業又は、佐賀県小規模水道条例の規定による小規模水道事業の用途							② 消防又は防災の用途							③ 地下水に関する試験研究の用途							④ 農業用で異常干ばつ時に応急的に使用するかんがいの用途又は新規干拓地で地表水による導水計画が策定されている地域において暫定的に使用するかんがいの用途							⑤ 前各号に掲げる用途以外の用途に供する地下水を採取する揚水施設で条例第24条第2項に規定するものを廃止し、当該揚水施設に代えて、揚水施設の吐出口の断面積の合計が従前の揚水施設の吐出口の断面積の合計以下のものを設置する場合において、その揚水施設が次のいずれかに該当するときにおける従前の揚水施設に係る地下水の用途と同一の用途							ア 吐出口の断面積の合計が21平方センチメートル以下のものにあつては、ストレーナーの位置が従前の揚水施設に係るストレーナーの位置以深にあるもの							イ 吐出口の断面積の合計が21平方センチメートルを超えるものにあつては、当該揚水施設に係る地下水の仕様の合理化を行ったにもかかわらず、なお当該揚水施設の設置が必要と認められるときであつて、ストレーナーが構造基準に適合するか従前の揚水施設に係るストレーナーの位置以深にあるもの					
佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則で定める用途																																																														
① 水道法の規定による簡易水道事業又は、佐賀県小規模水道条例の規定による小規模水道事業の用途																																																														
② 消防又は防災の用途																																																														
③ 地下水に関する試験研究の用途																																																														
④ 農業用で異常干ばつ時に応急的に使用するかんがいの用途又は新規干拓地で地表水による導水計画が策定されている地域において暫定的に使用するかんがいの用途																																																														
⑤ 前各号に掲げる用途以外の用途に供する地下水を採取する揚水施設で条例第24条第2項に規定するものを廃止し、当該揚水施設に代えて、揚水施設の吐出口の断面積の合計が従前の揚水施設の吐出口の断面積の合計以下のものを設置する場合において、その揚水施設が次のいずれかに該当するときにおける従前の揚水施設に係る地下水の用途と同一の用途																																																														
ア 吐出口の断面積の合計が21平方センチメートル以下のものにあつては、ストレーナーの位置が従前の揚水施設に係るストレーナーの位置以深にあるもの																																																														
イ 吐出口の断面積の合計が21平方センチメートルを超えるものにあつては、当該揚水施設に係る地下水の仕様の合理化を行ったにもかかわらず、なお当該揚水施設の設置が必要と認められるときであつて、ストレーナーが構造基準に適合するか従前の揚水施設に係るストレーナーの位置以深にあるもの																																																														
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	環境課	交付機関	環境課	目次	- 1 NO																																																							

法令名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	
不利益処分の種類	揚水施設の構造の特例承認の取消し	根拠条項	第25条
処分基準	<p>②揚水施設の構造の特例承認を受けた揚水施設について、代替水源の状況により、地下水に替えて他の水源から水の供給を受けることが適当であると認められるに至った場合。</p> <p>(2) 処分の内容、程度 当該揚水施設の構造の特例承認の取消</p>		
	対応区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関 環境課</p> <p>交付機関 環境課</p>
	目次NO	- 2	